

これらの人の介護者に対して運賃・料金の割引を実施している。

有料道路では、身体障害者手帳の交付を受けた身体に障害のある人が自ら運転する場合や、身体に重度の障害のある人又は重度の知的障害のある人の移動のために介護者が運転する場合において、通行料金の割引を実施している。

また、精神障害者保健福祉手帳については、2006年10月1日より身体障害者手帳及び療育手帳と同様に写真貼付を行うこととし、本人確認を容易にし、手帳の信頼性を向上させ、各自治体における公共施設の入場料や公共交通機関の運賃に対する割引等の支援の協力を得やすくしている。さらに、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人について、手帳の交付の対象であることを明確化するため、2011年4月には、手帳の診断書の様式及び判定基準を改正した。

なお、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害のある人及びその介護者の運賃・料金の割引については、鉄道、バス、タクシー、旅客船等の一部の公共交通事業者において既に実施しているところであるが、2018年度より、多くの航空運送事業者において導入されるなど、公共交通機関における実施事業者数は着実に増加している。

また、障害者割引の適用を受ける際の本人確認について、障害者手帳の提示に代えて、交通系ICカードやスマートフォンのアプリ等を活用した確認方法が公共交通事業者等において実施されている。

エ 駐車禁止の交通規制からの除外措置

一定の障害のある人に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車禁止の交通規制の対象から除外している。

オ 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進

バリアフリー法では、国、地方公共団体、国民、施設設置管理者等の責務等として、車椅子利用者用駐車施設等を含む高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進が位置付けられている。国土交通省では、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進に関するソフト面での対応として、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会」を開催し、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るための望ましい考え方を、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」として取りまとめ、公表した。

カ 歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化

国土交通省では、高齢者や障害のある人、訪日外国人旅行者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進している。

民間事業者等によるサービス創出に向けたオープンデータ推進等の環境整備を行っており、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを多方面で活用する手法等を検討した。その一環として、バリアフリー情報等の新たな需要が見込まれる自動走行ロボット等の普及など社会環境が変化しているため、ロボット実証を通してバリアフリー情報等と自動走行ロボットとの親和性を確認し、多様な移動支援サービスの環境整備を検討した。

第5章第1節 5. 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

／国土交通省

TOPICS(トピックス)(23)**ICTの活用によるシームレスな移動の実現**

近年、国内外において、物流業界のドライバー不足やコロナ禍を踏まえた非対面・非接触での買物支援等の配送ニーズが急増しており、自動走行ロボットを活用したビジネスの展開が期待されている。そこで、実証を通して、バリアフリー情報を含む経路情報とロボットの自動走行との親和性を確認するとともに、障害のある人等の就労支援として自動走行ロボットの遠隔監視業務の可能性を検討した。今後、自動走行ロボットビジネス等の拡大に向けた環境整備を支援し、人にもロボットにも役立つバリアフリー情報の充実化を目指す。



ロボットのバリアフリー走行経路



エレベーター制御の様子



遠隔監視の機能確認

資料：国土交通省

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(4) ユニバーサルツーリズムの促進とバリアフリー情報の提供

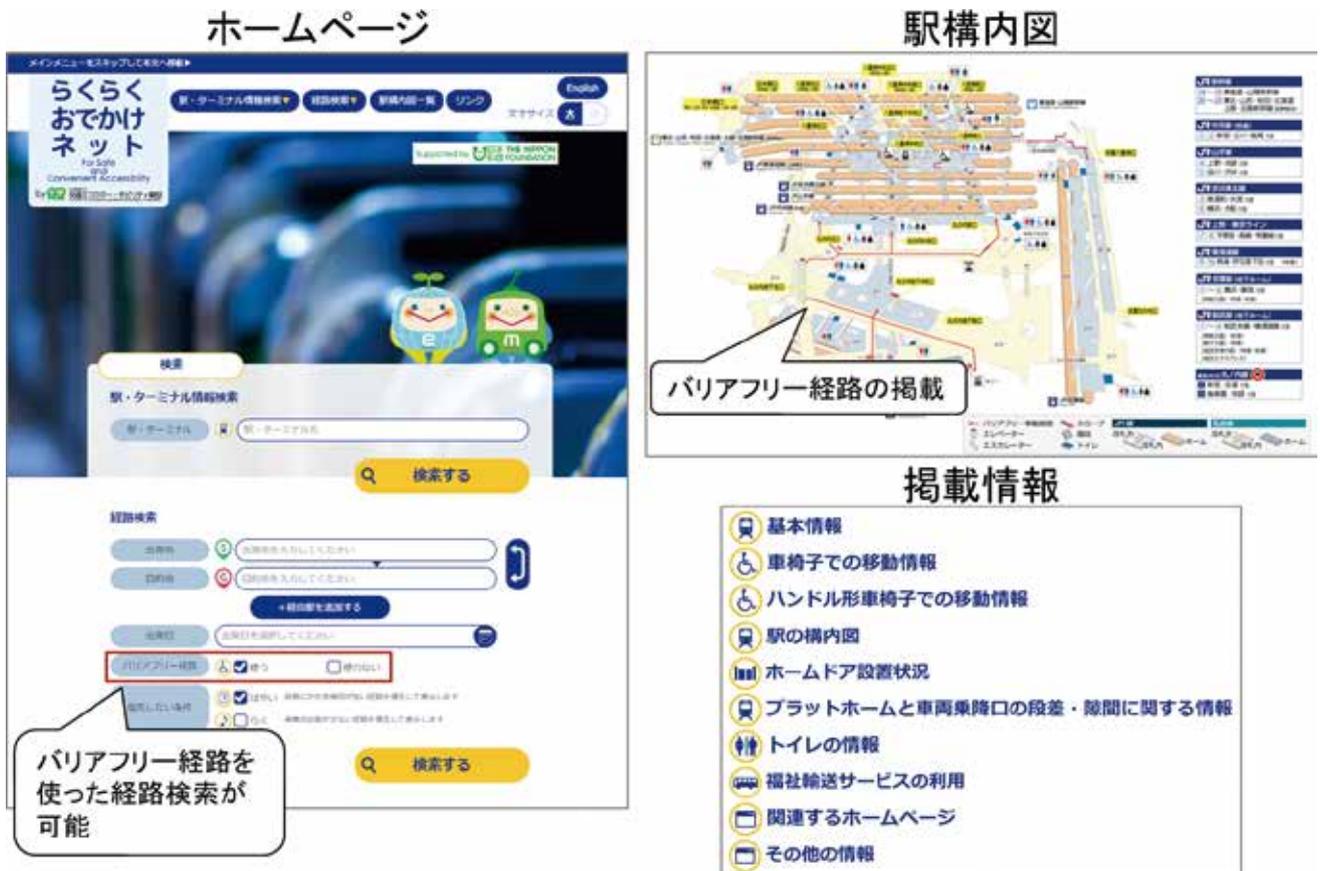
2012年3月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」に基づき、障害のある人を含む誰もが旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムを促進している。

2019年4月に「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」を作成・公表した。2019年度には、観光案内所において、バリアフリー情報のきめ細やかな発信を可能とするための実証事業を実施し、2021年度には、心のバリアフリーについての理解を深めるため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の紹介動画や研修動画を作成・公表した。また、認定施設を活用したオンライン視察を実施し、その様子を配信することで、認定制度の認知度向上を図るとともに、観光施設の更なるバリアフリー対応に向けて積極的に情報発信を行った。2022年度にも、引き続き、紹介動画や研修動画の作成・公表を行うとともに、現地モニターツアーを実施し、各認定施設について情報発信を行った。

さらに、障害のある人を含む訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等におけるバリアフリー化への改修の支援を実施した。

加えて、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、高齢者や身体に障害のある人等の移動支援のため、インターネットによる公共交通機関のバリアフリー情報提供の一環として「らくらくおでかけネット」を運用している。この「らくらくおでかけネット」では、約8,000の駅・ターミナルのバリアフリー情報を提供し、2019年4月のリニューアル後、約2,700万件（2022年12月末時点までの累計）のアクセス数となっている。

らくらくおでかけネット



ホームページURL： <https://www.ecomo-rakuraku.jp/ja>
資料：国土交通省

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」紹介動画



ホームページURL：https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/sangyou/innovation_00001.html

資料：国土交通省

(5) 公園、水辺空間等のバリアフリー化

ア 公園整備における配慮

都市公園は、良好な都市環境の形成、地震災害時の避難地などの機能を有するとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じた憩いと交流の場であり、障害のある人の健康増進、社会参加を進める上で重要な役割を担っていることから、利便性及び安全性の向上を図ることが必要である。

「バリアフリー法」では、一定の要件を満たした園路及び広場、休憩所、並びに便所等の特定公園施設について、新設等の際の基準への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務等を定めている。

都市公園のバリアフリー化については、障害のある人を含む全ての人の利用に配慮した公園施設とするため、園路の幅の確保や段差・勾配の改善、車椅子使用者を始め、多くの人にとって利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を行ってきており、「都市公園移動等円滑化基準」（平成18年国土交通省令第115号）や2021年度末に改訂した「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」の運用等により、今後一層推進していくこととしている（2021年度末現在の規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率（園路及び広場：約64%、駐車場：約56%、便所：約63%））。また、社会資本整備総合交付金により、都市公園のバリアフリー化を推進している。

全国の国営公園においては、身体等に障害のある人や介添する人に対する入園料金を免除することにより、野外活動の機会の増進や経済的負担の軽減を図っているほか、国営昭和記念公園等においては、障害のある人も楽しく安全に遊ぶことができるバリアフリー化した遊具等を設置している。

国立公園等においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報提供等の取組を推進している。

イ 水辺空間の整備における配慮

河川、海岸等の水辺空間は、公園と同様に、障害のある人にとって憩いと交流の場を提供するための重要な要素となっている。このため、河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。また、日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、海岸保全施設のバリアフリー化を推進している。

ウ 港湾緑地・マリーナ等における配慮

港湾緑地は、誰もが快適に利用できるよう、計画段階から周辺交通施設との円滑なアクセス

向上に配慮するとともに、施設面においてもスロープ、手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー対応が図られるよう取り組んでいる。また、マリーナ等については、障害のある人でも気軽に安全に海洋性レクリエーションに参加できるよう、マリーナ等施設のバリアフリー化を推進している。

エ 森林の施設の整備における配慮

森林は、心身の癒しや健康づくりの場等として、幅広い国民に利用されている。このため、年齢や障害の有無等にかかわらず多様な利用者に対応できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた森林歩道等の整備を推進している。

■ 図表5-4 旅客施設におけるバリアフリー化率の状況

	2021年度末									
	総施設数	段差の解消		視覚障害者誘導用ブロック		案内設備		トイレの総施設数	障害者用トイレ	
旅客施設全体	—	—	93.7%	—	42.8%	—	76.9%	—	—	91.8%
鉄軌道駅	3,348	3,135	93.6%	1,393	41.6%	2,569	76.7%	3,161	2,906	91.9%
バスターミナル	42	39	92.9%	38	90.5%	32	76.2%	33	23	69.7%
旅客船ターミナル	9	9	100.0%	9	100.0%	8	88.9%	9	8	88.9%
航空旅客ターミナル	27	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	27	27	100.0%

注1：バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

注2：「総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上を計上。

注3：「トイレの総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設のうち便所を設置している施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上を計上。

資料：国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」（2022年）

■ 図表5-5 ホームドア又は可動式ホーム柵の整備の状況

	2021年度末	
	総番線数	設置番線数
全鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵	19,841	2,337
平均利用者数10万人/日以上の鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵	911	406

資料：国土交通省